

湯 坪 地 熱 発 電 所  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 8 年 1 月

九電みらいエナジー株式会社

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等 .....	1
1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	2
3 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 一般の意見の概要とこれに対する事業者の見解 .....	11

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

### 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（要約書）を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

令和7年11月13日（木）

#### (2) 公告の方法

令和7年11月13日（木）付けの官報に「公告」を掲載した。（別紙-1 参照）

- ・ 官報 （号外第250号 87ページ）

上記の公告に加え、令和7年11月13日（木）から当社ウェブサイト「お知らせ」を掲載した。（別紙-2 参照）

また、令和7年11月17日発行の九重町の広報誌「広報ここのえ 11月号」に縦覧及び説明会に関するお知らせを掲載（別紙-3 参照）するとともに「九重町LINE公式アカウント」を利用して周知（別紙-4 参照）した。

#### (3) 縦覧場所

自治体庁舎・公共施設3か所、当社施設1か所の計4か所にて縦覧を実施したほか、インターネットの利用による公表を行った。

##### ① 自治体庁舎・公共施設

- ・ 大分県生活環境部（大分県大分市大手町3丁目1番1号）
- ・ 九重町役場（大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1）
- ・ 飯田公民館（大分県玖珠郡九重町大字田野1624-123）

##### ② 当社施設

- ・ 九電みらいエナジー株式会社 八丁原発展示館  
（大分県玖珠郡九重町大字湯坪601）

##### ③ インターネットの利用による公表

- ・ 当社ウェブサイト「方法書及び要約書」を掲載（別紙-2 参照）するとともに、大分県（別紙-5 参照）及び九重町（別紙-6 参照）のウェブサイトから方法書等を閲覧可能とした。

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は、令和7年11月13日（木）から令和7年12月12日（金）まで、縦覧時間は、第1表のとおりである。

第1表 方法書の縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧時間
庁舎等	大分県生活環境部	午前9時～午後5時 (土曜、日曜、祝日を除く)
	九重町役場	
	飯田公民館	
当社 施設	九電みらいエナジー(株) 八丁原発電所展示館	午前9時～午後5時 (休館日除く。)

インターネットの利用による公表は、縦覧期間終了日の翌日から2週間後の令和7年12月26日（金）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

##### ① 縦覧場所における縦覧者数

縦覧場所における縦覧者数は、58名であった。

##### ② 方法書の内容を掲載した当社ウェブページへのアクセス数

方法書及び要約書を掲載した当社ウェブページへのアクセス数は、598件であった。

#### 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

なお、説明会の開催の公告は、方法書を作成した旨及びその他事項の公告と同時に行った。説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、第2表のとおりである。

第2表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和7年11月27日（木） 19:00～20:17	九重町基幹集落センター (大分県玖珠郡九重町湯坪 270)	10名

### 3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

提出期間は、令和7年11月13日（木）から令和7年12月26日（金）までとした。

（縦覧期間及びその後2週間とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。

- ・当社への郵送による書面の提出
- ・縦覧場所に備付けた意見書箱への投函による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通（意見の総数：5件）であった。

官報に掲載した公告内容

・官報 (令和7年11月13日(木) 号外第250号 87ページ)

<p>湯坪地熱発電所環境影響評価方法書及び同説明会開催の公告</p> <p>環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第五條第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という)を作成しましたので、法第七條および七條の二の規定に基づき次のとおり公告いたします。</p> <p>一、事業者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>名称 九電みらいエナジー株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 水町 豊</p> <p>所在地 福岡県福岡市中央区菜院三丁目二番二二号KMGビル</p> <p>二、対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>名称 湯坪地熱発電所</p> <p>種類 汽力(地熱)</p> <p>規模 九千五百キロワット級</p> <p>三、対象事業が実施されるべき区域</p> <p>大分県玖珠郡九重町大字湯坪</p> <p>四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</p> <p>大分県玖珠郡九重町</p> <p>五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間</p> <p>九重町役場(大分県玖珠郡九重町大字後野上八一一)</p> <p>飯田公民館(大分県玖珠郡九重町大字田野一六二四―一二三)</p> <p>八丁原発電所展示館(大分県玖珠郡九重町大字湯坪六〇一)</p> <p>大分県生活環境部(大分県大分市大手町三丁目一番一号)</p> <p>令和七年十一月十三日(木)から令和七年十二月十二日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、八丁原発電所展示館は休館日を除く)九時から十七時まで</p> <p>縦覧期間中は左記ウェブサイトにて本方法書及び要約書を閲覧いただけます。</p> <p><a href="https://www.q-mhirai.co.jp/news/archives/227">https://www.q-mhirai.co.jp/news/archives/227</a></p> <p>六、意見書の提出</p> <p>本方法書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて意見書を郵送していただくか縦覧場所に備付の意見書箱に投入ください。</p> <p>(一)氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	<p>(二)意見書の提出の対象である方法書の名称</p> <p>(三)方法書について環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)</p> <p>七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</p> <p>令和七年十二月二十六日(金)まで(必着)</p> <p>意見書を左記宛先に郵送又は縦覧場所に設置する意見書箱に投函</p> <p>〒八二〇一〇〇二二</p> <p>福岡県福岡市中央区菜院三丁目二番二二号KMGビル八階</p> <p>九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部宛</p> <p>方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>令和七年十一月二十七日(木)</p> <p>十九時から二十時三十分まで</p> <p>九重町基幹集落センター(大分県玖珠郡九重町湯坪二七〇)</p> <p>令和七年十一月十三日</p> <p>福岡県福岡市中央区菜院三丁目二番二二号</p> <p>九電みらいエナジー株式会社</p> <p>代表取締役 水町 豊</p>
--	---

当社ウェブサイトに掲載した「お知らせ」の内容 (1/2)

## 湯坪地熱発電所 環境影響評価方法書の 公表、縦覧及び説明会の実施について

当社は、2025年11月12日(水)付で、「湯坪地熱発電所<sup>※</sup> 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を経済産業大臣へ届出いたしました。

方法書及び方法書を要約した書類(以下、要約書)につきまして、環境影響評価法に基づき以下のとおり公表・縦覧いたします。また、説明会を11月27日(木)に行います。

つきましては、方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社へ「意見書」として提出することができますので、意見書の提出方法をご覧ください。

※2017年より大分県九重町涌蓋山東部地域にて独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の支援制度を活用し地熱開発の調査を進めてまいりました。この度、環境影響評価法に基づく方法書届出にあたり、「湯坪地熱発電所」と名称を決定しました。

### 方法書の公表

#### (1) 方法書

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[3.1 自然的状況](#)

[3.2 社会的状況](#)

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

#### (2) 方法書の要約書

※ 方法書及び要約書は、2025年11月13日(木)から2025年12月26日(金)までご覧いただけます。ただし、方法書はファイル閲覧のみとさせていただきます。印刷やダウンロードはできません。

※ 要約書は、印刷やダウンロードも可能です。

### 縦覧

#### ○ 縦覧場所・縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
大分県 生活環境部	9:00~17:00 (土曜、日曜、祝日除く)
九重町役場	
飯田公民館	
八丁原発電所展示館	9:00~17:00 (休館日除く)

## 当社ウェブサイトに掲載した「お知らせ」の内容 (2/2)

### ○ 縦覧期間

- ・2025年11月13日(木)から2025年12月12日(金)まで  
(但し、縦覧場所の閉庁日(土曜・日曜・祝日)、休館日は除きます)

### 説明会

#### ○ 開催日時・場所

開催日時	開催場所
2025年11月27日(木) 19:00~20:30 (18:30 開場・受付開始)	九重町基幹集落センター (大分県玖珠郡九重町湯坪 270)

※ 説明会の参加にあたって、事前のお申し込みは不要です。

### 方法書についての意見書の提出方法

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を当社まで郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくことでもお受けいたします。意見書の提出は、2025年12月26日(金)[当日必着]までとさせていただきます。

#### ○ 意見の記載事項

- ① 提出者の氏名及び住所  
(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- ② 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見  
(意見は日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

#### ○ 提出先

- ・〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階  
九電みらいエナジー株式会社  
エンジニアリング本部 発電総括・環境部 宛

※意見書に記載されている個人情報、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

- ・意見書の用紙(こちらからダウンロードできます) [PDF形式](#)、[Word形式](#)

### 方法書に関するお問合せ先

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部  
TEL 080-1105-5014 (土曜、日曜及び祝日を除く、9時から17時まで)

※ 方法書及び要約書に掲載されている文章・図等は、著作権法により保護されています。引用等の著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法に違反する場合があります。

以 上

## 湯坪地熱発電所 環境影響評価方法書の縦覧および説明会

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

九電みらいエナジー(株)では、湯坪地熱発電所の新設にあたり環境影響評価を実施しています。環境影響評価の手法などを記載した方法書の縦覧および説明会を開催します。

●縦覧期間 2025年12月12日(金)まで

●縦覧場所・時間

九重町役場 玄関フロア	9時～17時
飯田公民館	9時～17時
八丁原発電所展示館	9時～17時
大分県生活環境部(県庁別館5階)	9時～17時

※土・日・祝日を除く。(八丁原発電所展示館は休館日を除く)

●方法書の説明会

- ・開催日時:2025年11月27日(木) 19:00～20:30(18:30開場・受付開始)
- ・開催場所:九重町基幹集落センター 2階大ホール  
(大分県玖珠郡九重町湯坪 270)

●ホームページでの公表

九電みらいエナジー(株)のホームページにて方法書を公表(縦覧期間中)しています。  
右の二次元バーコードまたは下記 URL からご覧ください。  
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527>



▲二次元コード

●意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所又は九電みらいエナジー(株)ホームページから意見書の様式を入手いただき、必要事項およびご意見をご記入の上、下記宛先へ郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。

意見書の提出は、2025年12月26日(金) [当日必着] までです。

なお、意見書にご記入いただく個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

《意見書の提出・問合せ先》

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階  
九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部 宛  
TEL 080-1105-5014 (9時～17時、土日祝日を除く12月26日まで)

「九重町 LINE 公式アカウント」を利用した周知

・縦覧及び説明会の案内 (11月13日)

・説明会の案内 (11月26日)

九重町

11/13(木)

湯坪地熱発電所の環境影響評価における方法書の縦覧及び説明会について

下記の通り環境影響評価法に基づく方法書の縦覧及び説明会が実施されますのでお知らせします。

- 事業主体 九電みらいエナジー株式会社
- 事業内容 湯坪地熱発電所の新設
- 縦覧期間 2025年12月12日(金)まで
- 縦覧場所 九重町役場、飯田公民館、八丁原発電所展示館、大分県生活環境部(県庁別館5階)  
※時間は9時～17時  
※土・日・祝日を除く。(八丁原発電所展示館は休館日を除く)
- 方法書 <https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527>
- 方法書の説明会  
開催日時: 2025年11月27日(木) 19:00～20:30 (18:30受付)  
開催場所: 基幹集落センター 2階大ホール(九重町湯坪270)

※詳しくは添付資料をご覧ください。

●お問い合わせ  
住民環境課  
0973-76-3802

18:05

湯坪地熱発電所 環境影響評価方法書の縦覧および説明会

下記の通り環境影響評価の手法などを記載した方法書の縦覧および説明会が開催されます。

- 事業主体 九電みらいエナジー株式会社
- 事業内容 湯坪地熱発電所の新設
- 縦覧期間 2025年12月12日(金)まで
- 縦覧場所・時間
  - ・九重町役場 玄関フロア 9時～17時
  - ・飯田公民館 9時～17時
  - ・八丁原発電所展示館 9時～17時
  - ・大分県生活環境部(県庁別館5階) 9時～17時
 ※土・日・祝日を除く。(八丁原発電所展示館は休館日を除く)
- 方法書の説明会
  - ・開催日時: 2025年11月27日(木) 19:00～20:30 (18:30開場・受付開始)
  - ・開催場所: 九電基幹集落センター 2階大ホール(大分県基幹集落九重町湯坪270)
- ホームページでの公表  
九電みらいエナジーのホームページにて方法書を公表(縦覧期間中)しています。右の2次元バーコードまたは下記URLからご覧ください。  
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527>
- 意見書の提出  
方法書について、環境の保全の見地からご意見ををお持ちの方は、縦覧場所又は九電みらいエナジーのホームページから意見書の様式を入手いただき、必要事項およびご意見を記入の上、下記宛先へ郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書用にご記入ください。  
意見書の提出は、2025年12月26日(金)【当日必着】までです。  
なお、意見書にご記入いただく個人情報、個人情報保護の観点から適切に取扱いします。

【意見書の提出・問合せ先】  
〒910-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階  
九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電部 環境部 宛  
TEL 090-1105-5014 (9時～17時、土日祝日を除く12月26日まで)

18:05

メニューを開く/閉じる

九重町

11/26(水)

湯坪地熱発電所の環境影響評価方法書の説明会について

下記の通り九電みらいエナジー株式会社湯坪地熱発電所の環境影響方法書の説明会が開催されますのでお知らせします。

- 開催日時  
2025年11月27日(木) 19:00～20:30 (18:30受付)
- 開催場所  
基幹集落センター 2階大ホール(九重町湯坪270)
- 方法書  
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527>

※12月12日まで九重町役場や飯田公民館等で方法書の縦覧を行っています。詳しくは添付資料をご覧ください。

●お問い合わせ  
住民環境課  
0973-76-3802

18:00

湯坪地熱発電所 環境影響評価方法書の縦覧および説明会

下記の通り環境影響評価の手法などを記載した方法書の縦覧および説明会が開催されます。


- 事業主体 九電みらいエナジー株式会社
- 事業内容 湯坪地熱発電所の新設
- 縦覧期間 2025年12月12日(金)まで
- 縦覧場所・時間
  - ・九重町役場 玄関フロア 9時～17時
  - ・飯田公民館 9時～17時
  - ・八丁原発電所展示館 9時～17時
  - ・大分県生活環境部(県庁別館5階) 9時～17時
 ※土・日・祝日を除く。(八丁原発電所展示館は休館日を除く)
- 方法書の説明会
  - ・開催日時: 2025年11月27日(木) 19:00～20:30 (18:30開場・受付開始)
  - ・開催場所: 九電基幹集落センター 2階大ホール(大分県基幹集落九重町湯坪270)
- ホームページでの公表  
九電みらいエナジーのホームページにて方法書を公表(縦覧期間中)しています。右の2次元バーコードまたは下記URLからご覧ください。  
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527>
- 意見書の提出  
方法書について、環境の保全の見地からご意見ををお持ちの方は、縦覧場所又は九電みらいエナジーのホームページから意見書の様式を入手いただき、必要事項およびご意見を記入の上、下記宛先へ郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書用にご記入ください。  
意見書の提出は、2025年12月26日(金)【当日必着】までです。  
なお、意見書にご記入いただく個人情報、個人情報保護の観点から適切に取扱いします。

【意見書の提出・問合せ先】  
〒910-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階  
九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電部 環境部 宛  
TEL 090-1105-5014 (9時～17時、土日祝日を除く12月26日まで)

18:00

メニューを開く/閉じる

## 湯坪地熱発電所環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

 [印刷ページの表示](#) ページ番号：0002320802 更新日：2025年11月13日更新

 [ポスト](#)

 [シェアする](#)

 [LINEで送る](#)

## 湯坪地熱発電所環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

九電みらいエナジー株式会社から、湯坪地熱発電所環境影響評価方法書が公表されました。

縦覧期間：令和7年11月13日（木曜日）～令和7年12月12日（金曜日）閉庁日を除く

縦覧場所：

大分県庁別館（生活環境部環境保全課）

九重町役場

飯田公民館

九電みらいエナジー（株）八丁原発電所展示館

※各縦覧場所における開庁時間内において閲覧可能です。

意見書提出期間：令和7年11月13日（木曜日）～令和7年12月26日（金曜日）

※意見は、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函または九電みらいエナジー株式会社への郵送（下記事業者HPから意見様式をダウンロードすること）にて提出してください。

問合せ先：九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部  
〒810-0022

福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号Kmgビル8階

電話番号 080-1105-5014（9時～17時、土日祝日を除く12月26日まで）

詳細は、以下の事業者ホームページをご確認ください。

[九電みらいエナジー株式会社](#)

### このページに関するお問い合わせ先

#### [環境保全課](#)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁舎別館5階）

大気保全班

Tel：097-506-3114

九重町ウェブサイト

## 湯坪地熱発電所 環境影響評価方法書の縦覧および説明会について

公開日 2025年11月13日

湯坪地熱発電所の新設にあたり環境影響評価法に基づく方法書の縦覧および説明会が下記の通り実施されますのでお知らせします。

### 事業主体

九電みらいエナジー株式会社

### 事業内容

湯坪地熱発電所の新設

### 縦覧期間

2025年12月12日(金)まで

### 縦覧場所

- ・九重町役場 玄関フロア
- ・飯田公民館
- ・八丁原発電所展示館
- ・大分県生活環境部（県庁別館5階）

※時間は9時～17時


※土・日・祝日を除く。(八丁原発電所展示館は休館日を除く)

### 方法書の説明会

- ・開催日時：2025年11月27日(木) 19:00～20:30 (18:30 開場・受付開始)
- ・開催場所：九重町基幹集落センター 2階大ホール（大分県玖珠郡九重町湯坪270-4）

### 方法書の公表

九電みらいエナジー株式会社のホームページにて方法書を公表(縦覧期間中)しています。

[方法書\(九電みらいエナジー株式会社ホームページ\)](#) 

### 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所又は九電みらいエナジー株式会社ホームページから意見書の様式を入手いただき、必要事項およびご意見をご記入の上、下記宛先へ郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。

意見書の提出は、2025年12月26日(金)〔当日必着〕までです。

なお、意見書にご記入いただく個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

### 意見書の提出・問合せ先

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階  
九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部 宛  
TEL 080-1105-5014 (9時～17時、土日祝日を除く12月26日まで)

### お問い合わせ

住民環境課  
TEL：0973-76-3802  
FAX：0973-76-3840(共通)

第2章 方法書について提出された環境の保全の見地からの一般の意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの一般の意見は、2通5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第3表のとおりである。なお、一般の意見の概要については原文のまま記載した。

第3表 (1) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

1 通目 (大分県玖珠郡九重町)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	<p>私の集落には集落で維持管理している温泉源（京都大学噴気利用組合）があります。新たな発電事業が開始することで、泉源が涸かつかないか心配です</p> <p>発電事業に反対するものではありませんが、継続的なモニタリング及びもし噴気に影響があった場合は泉源維持のためのご支援をいただけるとありがたいです</p>	<p>本事業の地熱流体の採取・熱水の還元による影響のおそれがある範囲の温泉（ご指摘の温泉源を含む3地点）については、主成分・湧出量等を調査し、地熱流体の採取・熱水の還元による既存温泉への影響を予測・評価いたします。</p> <p>今後、建設・運転の段階においてもモニタリングを継続し、万が一温泉の噴気等に大きな変化が発生した場合には、原因究明に努めます。この結果、当社の発電所運転によるものと判断された場合は誠意をもって対応いたします。</p>

第3表 (2) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

2 通目 (福島県福島市)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	<p>自然災害を誘発する恐れがあり、国立公園の趣旨に反することから本事業の撤回を求めます。</p>	<p>本事業は、第7次エネルギー基本計画や大分県新エネルギービジョン等に沿ったものであり、地熱資源を活用して、脱炭素と電力の安定供給、国内エネルギー自給率の向上に資するものです。</p> <p>当社は、自然公園法の趣旨を十分踏まえつつ、安全性と環境保全に最大限配慮のうえ本事業を実施します。</p>
3	<p>■ 誘発地震</p> <p>2017年11月に起きた浦項地震 (M5.4) について 1)、韓国の政府調査研究団は「浦項地熱発電研究活動中に地熱井を掘削し水を注入・排出する過程で、断層において微小地震が誘発 (誘発地震) され、時間の経過により結果的に浦項地震が触発された」と結論しました 2)。本事業でも高圧注水により同様の事象が発生することが懸念されます。また、水圧破砕法 (フラッキング) が地震を誘発することは広く認められています。質問します。本事業で水圧破砕法 (フラッキング) を用いた掘削を行いますか。</p> <p>1) 「地震の原因は”地熱発電”政府に巨額賠償を命じる判決 韓国」日テレ NEWS 2023. 11. 17 <a href="https://youtu.be/FEv8kuCz6lw?si=asmZ1_yeK6R0QMcl">https://youtu.be/FEv8kuCz6lw?si=asmZ1_yeK6R0QMcl</a></p> <p>2) 「地熱発電の注入水が断層を刺激...2 本目の地熱井、浦項地震の引き金」ハンギョレ新聞 2019. 3. 20 <a href="https://japan.hani.co.kr/arti/politics/33062.html">https://japan.hani.co.kr/arti/politics/33062.html</a></p>	<p>フラッキング手法とは、井戸を掘った後に高圧水や砂を注入して岩盤に人工的な亀裂を形成させる技術で、海外のシェールガス開発等では一般的となっており、誘発地震の懸念があると言われております。</p> <p>事例として挙げていただいております韓国の浦項地熱発電実証研究活動中の地熱井掘削作業についてはフラッキング手法を地熱開発に応用したもので、地下岩盤に天然の割れ目が少なく透水性が低い地域の地熱井に高圧水を注入して人工的に岩盤の割れ目 (フラクチャー) を拡大させたことで微小地震が発生し、その蓄積で2017年11月に大きな地震が誘発されたとされています。</p> <p>本事業では天然の割れ目が多く透水性の高い地層を対象として掘削するので、水圧破砕法 (フラッキング) は使いません。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
4	<p>■ 水蒸気爆発</p> <p>2010年10月、鬼首地熱発電所で水蒸気爆発が起きました 3)。還元域は高温高压ではないのでしょうか。高温高压の場所に高压注水すれば、新たな亀裂が生じたり、亀裂同士が繋がったりして地表に達する可能性があると考えます。また、地下の熱源の移動により、還元域付近がさらに高温高压になる可能性もあると考えます。これらの可能性を否定できるほど地下の状態は明らかになっているのでしょうか。掘ってみないと分からないこと、掘ってみても分からないことが多分に残されているのではないのでしょうか。</p> <p>3) 鬼首地熱発電所 噴気災害の発生原因と今後の安全対策の報告について  <a href="https://www.jpowers.co.jp/oshirase/pdf/oshirase110128-2.pdf">https://www.jpowers.co.jp/oshirase/pdf/oshirase110128-2.pdf</a></p>	<p>2010年10月の鬼首地熱発電所の噴気事象は、自然噴気地帯の中に位置し地下浅部で高温になる鬼首特有の地質条件の下で、長期間にかけて地下浅部に熱水・蒸気・ガスの「高压溜り」が形成され、地表へのリークの発生の後、急激な減圧沸騰が発生し、爆発的な蒸気噴出となったものと推測されています。</p> <p>本事業の開発予定地の地下浅部には噴出の要因となりうる高压溜りは存在しない地質条件であり、同様の事象が発生する可能性は低いと言えます。</p> <p>本事業では、地下から取り出した二相流体を蒸気と熱水に分離し、発電に使用しない温度が下がった熱水を加圧せずに還元する方式を採用する予定であり、高压注水するものではありません。</p> <p>また、還元井の注入領域は、地下深部の地熱貯留層内にあります。この地熱貯留層は、キャップロック（水やガスを通しにくい岩石状の地層）にて浅部の帯水層および温泉帯水層とは分断されていることを調査井掘削および噴気試験を通じて確認しています。</p> <p>これらのことから、熱水還元によって、新たな亀裂の発生や亀裂同士が繋がり水蒸気爆発を引き越す恐れはないと考えますが、引き続き安全に留意しながら事業を進めてまいります。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
5	<p>■ 阿蘇くじゅう国立公園の第三種特別地域 対象事業実施区域は阿蘇くじゅう国立公園の第三種特別地域に隣接しています [方法書 第 3.2-14(1), (2) 図]。特別地域とは「優れた風致景観を有する陸域」です。</p> <p>第 2.2-1 において、生産井 2 本、還元井 1 本、いずれも調査井を転用するとありますが、従来例から判断して補充井を 3 年程度の間隔で掘削するものと推断します。方法書には掘削域が示されていませんが、斜行掘削により対象事業実施区域の外側の広い範囲の地下が掘削され、国立公園の特別地域の地下にまで及ぶのではないかと危惧します。依然として源泉の枯渇や地獄の乾燥化が危惧されます。地下の水象の変化は時間をかけて地表の植生や生態系に変化を及ぼすと考えます。</p> <p>自然公園法から引用します。</p> <p>(目的) 第 1 条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>本事業は国立公園の目的に反しますし、持続可能なものでもありません。</p> <p>なお、準備書では想定している生産域(地下における生産井の及ぶ範囲)及び還元域(地下における還元井の及ぶ範囲)を地形図上に示してください。</p> <p>以上</p>	<p>本事業での生産・還元井の開発にあたっては、環境省と十分な調整のうえ、普通地域内での掘削を実施しています。将来、補充井を掘削する必要がある場合(特別地域内を含む)は関係法令を遵守するとともに、環境保全に努めます。</p> <p>生産・還元域の地下構造に関する情報については、当社の技術・ノウハウが含まれていることから、公表は控えさせていただきます。</p>